

としては十四億八千二百五十四万円を計上いたしました。本年度に予定しております工事箇所は二十九カ所、延長二万メートルを予定しております。負担金、補助及び交付金では一億百九十五万五千円を計上いたしました。これは西住宅地区周辺排水路新設工事負担金と西砂川汚水第九幹線築造工事費等の負担金でございます。補償、補てん及び賠償金では五千七百万円を計上いたしました。これは地下埋設物等移設補償料等でございます。次に流域下水道費ですが、五千八百十九万五千円を計上いたしました。これは多摩川上流域下水道建設事業負担金でございます。次に公債費でございますが、四億三千八百八十九万八千円を計上いたしました。借入金償還として五千二百五十四万円、利子といたしまして起債及び一時借入金利子で三億八千六百三十九万四千円でございます。予備費でございますが、一千二百八十八万四千円を計上いたしました。次に第二表の地方債でございますが、公共下水道事業として十五億七千二百万円、流域下水道事業として五千五百七十万円と限度額を定めたいというものでございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきます。原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山清君） 建設委員会の方に付託になるんですが、私は総務委員会で、一つだけ質問させていたんですが、部長の説明が一応あったんですが、一二ページの横田基地流量計用地買収費二百六十万円、突然、こういうのが出てきたわけですが、何の必要があって、ここで用地買収をしなければならぬのか、どの辺の場所なのか、その辺をまずひとつお聞かせいたいただきたいと思っております。

○建設部長（内田和雄君） いままでは基地の中に入りまして、一応入るには許可を取って中に入っていくわけですが、場所はダイヤモンドボール——一番昭島寄りです。その角の所にあるわけですが、やうしますと、あれは五日市街道ですが、そこからほんの何メートルか入りますと、そこにちやうど入れるようになっております。それで、その道路からさくまでの間を買収いたしましてそこに入り口を

つくりまして外からかぎで自由に私どもの方が出入りできるようにしたいという事でござります。
それで、いままでは用のあるときには一応電話をして、私どもでこれから行くから入り口の方に連絡しておつくだと、かいうことで言つて中に入つていなければいけません。買収しますと、今度、流量計を見るのも私の方がかぎを持つていますから、外から自由に入つて確認ができるという事で、それをつけていただくという事でござります。

○十二番(松山 清君) それは言わんとしていることはよくわかるんです。それで場所は拝島だろうと思ふんです。しかし、経過からいけばちよつとおかしいんじゃないんですか。少なくとも基地内で流すという事で結んだわけでしょう。流量計は基地の中につくると、言つてみれば境につくるわけだけれども、だから、このメーターを見るのに、こちらが見ると言えは向こうはすぐどうぞという形にならないんですか。許可なんですか。

○建設部長(内田和雄君) それは電話をしておけばいつでも入れます。ただ私の方ではそれをいつでも頻数に、数量でも昨日も申し上げたように、非常にむずかしいメーターでもありますので、できるだけ見ていただきたいという

ことで、いまでも電話をすればいつでも中には確認にはいけますけれども、外から基地の中に入らなくても見られるようにしたいという事でござります。
○十二番(松山 清君) もう一回。そのメーターを見るのに二百六十万円をかける必要ありますか。少なくとも基地の中にメーターを見るにいくのに入つてもらつたら困るなんていうことは絶対に言うことができないわけでしょう。基地側にとつてみれば……。つないで流させてやつてゐるわけだから。それでどうせこの市役所から出て車で行くわけでしょう。いずれにしてもメーターを見にいくのには歩いていくわけでもないでしょう。別に距離的に必要だからと、あつた五日市街道のところのゲートから通つていくのかどうかわかりませんけれども、全くかわらないんじゃないんですか。私はこれはむだじゃないかなと思ふんです。夜中だつて何だつて、もし見たら何こうは当然同意しなけりやならないわけでしょう。それはだめだというふうに言うことは絶対にできないと思ふんです。

少なくとも、いまでも、もちろんいま部長はこういう建設部長になつていますけれども、入るときには自由にでも入れるんだというふうな説明もあつ

たんです。ですから、いまさらここへ二百六十万円もかけて、それは多少便利かもしれませんが、そこまでやる必要が……。それでは、この二百六十万円の買収費を防衛でも何でもいかり出してもらったらどうなんでしょうか。一般財源からこんなおぼろげ出す必要は全くないと思うんです。

これは予算書に計上しちやうたんであれですけれども、後になってもいかりそれは要求しておいてください。この点だけ要切王しておきます。

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十八議案第二十四号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第二十四号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まず総則でございますが、歳入歳出それぞれ五億一千三十四万円と定めたものでございます。

歳入でございますが、五億一千三十四万円は、これは全額東京都からの受託金でございます。

歳出でございますが、水道管理費で四億一千九百六十万円を計上いたしました。主なものを申し上げますと、浄水費の九千四百十万円、この内容は職員人件費二名分と需用費、動力費等でございます。委託料では百八十五万五千円を計上いたしました。これは水源電気保安業務委託料、導水管移設工事設計委託料等でございます。工事請負費です。三千五百八十万円を計上いたしました。主なものは市道幹正一四号線導水管移設、水源鋪装工事費等でございます。次に配水費です。一億九千二百六十一万円を計上いたしました。内容は職員十一人の人件費、需用費、動力費等でございます。委託料としては五百九十七万九千円を計上いたしました。これは第三浄水場電気保安業務委託料、路面修繕委託料、漏水調査委託料、設計委託料等でございます。工事請負費でございますが、一億二百三十七万三千円を計上いたしました。これは配水管道路関連移設、他企業関連工事の管移設、消火栓移設工事費等でございます。原材料費として百三十二万三千円を計上いたしました。次に給水費でございますが、三千八百十三万円を計上いたしました。

主なものは職員四人分の人件費、それから委託料として五百八十五万六千円、これは検定満期量水器等取替委託料、修繕工事待機委託料等でございます。工事請負費は八百三十一万円を計上いたしました。これは給水管修繕工事費等でございます。受託事業費ですが、四十万円を計上いたしました。次に業務費でございますが、九千三百八十二万円を計上いたしました。主なものは、十四人の人件費と需用費、役務費等でございます。役務費は通信運搬手数料等でございます。委託料で一千四百十八万六千円を計上いたしました。内容は料金計算の委託、集金事務委託、検針事務委託、事務所の清掃委託等でございます。次に建設改良費ですが、九千二百八十八万円を計上いたしました。内容は、水道改良費二千八百八十二万円、この主なものは量水器購入代、消火栓設置工事等でございます。水道建設費では六千二百四十六万円を計上しております。主なものは職員一名分の人件費、それから委託料で百六十六万円、これは配水管新設工事設計委託料でございます。それから工事請負費で五千六百五十万円を計上しております。これは配水管新設工

事でござります。

以上、雜駁でござりまするが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定いた下さいますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○三番(加藤謹之助君) お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、

建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十九議案第二十五号町区域の設定についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二十五号町区域の設定について御説明申し上げます。

福生駅東口土地区画整理事業は、現在、仮換地指定を全部完了いたしました。移転補償につきましても対象物件百十四戸のうち百四戸が完了しております。残すところ十戸となっております。収束に向け現在努力しているところでございますが、補償関係と並行いたしまして事務手続につきましても収束のための準備を進めております。

そのために別添えの町区域設定調書のとおり、本事業区域に含まれる

全部について、新たに東町の町区域を設定し、今後の行政の能率化を図る
うとするものでございます。

なお、施行日については換地処分の告示があった翌日から施行いたしたい
とするものでございます。予定いたしましたししては、五十七年三月を予定してお
ります。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、御決定賜りますよう
お願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号については、建設委員会
に付託されんことを希望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が
提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、
建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十議案第二十六号市道路線の認定につ
いてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二十六号
市道路線の認定について御説明申し上げます。

この路線は、神明社境内にあります神明児童遊園の北側を通ってお
ります市道幹道一九号線と、元鉄道敷であった市道二一九四号線との

ほぼ中間に位置しているものでございます。市道二一九〇号線と同じく市道二一九八号線とを結ぶ新設道路でございます。

起点を福生市大字福生二四三―五番地先に、終点を同所二四三―三番地先として、幅員が四メートル、延長八十四メートルの道路でございます。

この東西に結ぶ道路によって道路網が整い、地域住民の利便が一層図られることとなります。つまりしては、市道として安全かつ円滑な利用を行うべく、道路法第八条の規定に基づき認定しようとするものであります。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、建設委員会に付託

されんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十一陳情第一号市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照。

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いをいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終ります。

陳情第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員
会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 日程第二十二議案第二十七号 電気災害防止に関する
意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(九番 小野沢 久君登壇)

○九番(小野沢 久君) 大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。
御指名をいただきまして、ただいま議題となっております。議案第二十七号
につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

電力供給産業に働く労働者は、国民生活、産業活動に欠かすことので
きない電力エネルギーの安定供給を図ることが社会的使命であり、その使命
を全うするためにあらゆる努力を傾注しているところであります。

電力は非常に便利であるという特性から、その利用形態は広範囲に及び、
わが国の社会経済の安定成長を進めるためには電力の安定供給は不可決の
条件であります。この社会的ニーズに応えるための設備の改善や活線による
無停電工法等の導入など積極的に取り組み、停電回数や停電時間の
短縮に努めることは当然のことです。

しかしながら、電気はとりやめられないものという意識が一般化し、電力を安定的に
供給する上で必要で送配電設備の増強や補修など計画的に実施し
なければならぬ工事についても活線、あるいは活線近接という著しく精神的に
緊張を要する作業を、通常隊士等の危険を伴う高所において行わな
ければならぬのが実情であります。これらの技術者を電気災害から守
るための設備、工具及び防保護具についても改善を進め、災害の減少に努
力を払ってまいりました。この十年間に、感電による死傷災害は約三分の
一に減少してまいりましたが、この数年、全国平均で百名程度の犠牲者が
発生しております。この現実を放置するわけにはまいりません。設備や
方法にさらに改善を加えることは当然であります。活線による作業が減

少しづつ限り電気災害を防止することはきわめて困難であり、作業に必要で最小限の停電は必要であります。

停電により日常生活に支障が生ずることについても十分配慮しつつ、これらの作業に携わる技術者の生命と家族の生活を守るため、電気災害の撲滅に必要な諸対策の確立に向け、法の整備を左記により要求するものであります。

一、短時間の停電により比較的影響の大きいと見られる事業所は、自家発電機の設置を法的に義務づけること。

二、作業停電についての法正化を図りたい。

以上の趣旨から本意見書を提出した次第でございます。

また、補足させていたのですが、本意見書と同一の意見書が提出されました三鷹市、立川市、国立市等十市と、お隣の羽村町で、昨年の十二月議会までには採択されておりますことをつけ加えておきます。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十セロは、

原案のとおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十三請願第一号大型店等の新規出店

と営業活動の規制強化に関する請願書を議題といたします。

事務局として、請願書の朗読をいたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

紹介議員末次性男君から、本趣旨の説明を求めます。

(二十一番 末次性男君登壇)

○二十一番(末次性男君) ただいま議長から発言の許可がござりましたので、本請願に対しまする提案理由の説明を行います。

昭和三十一年に、法律第百十六号として百貨店法が制定され、自來、百貨店の出店等に関しては政府の許可を必要とされ、厳重なる規制が加えられてまいりましたが、昭和四十八年十月に同法は廃止され、これにかわって法律第百九条、つまり大規模小売店舗における小売事業活動の調整に関する法律が制定されましたが、いまだに思えば、まさに法律の改悪の最たるものでありました。

すなわち、従来、許可制であったものが届け出制となったため、大小都市は申すに及ばず、小さな町に至るまで、あたかもなだれのごとく大型店が進出してとどまるところを知らない現状でありますことは、議員各位の御周知のとおりであります。これからの、中小小売業者は日に日に窮地に追い込まれ、転廃業を余儀なくされている現状であり、経営の努力にも

おのずから限界があります。

したがって、こゝまで推移すれば、ついに壊滅の憂き目を見ることは必至の情勢にあると思われらるものであります。

議会におかれましては、よろしくこの意をおくみ取りいただき、本請願に御賛同いただき、御採択くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

請願第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十四日から二十五日までの十二日間休会とすることに御異議ありませんか。